

北海道公立大学法人札幌医科大学  
「中期計画」（変更案）

令和元年度～令和 6 年度

北海道公立大学法人札幌医科大学

# 目次

<b>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</b>	
1 中期計画の期間 -----	1
2 教育研究上の基本組織 -----	1
<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b>	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置 -----	1
(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置 -----	2
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 -----	2
(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置 -----	3
2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置 -----	3
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置 -----	3
3 附属病院に関する目標を達成するための措置	
(1) 診療に関する目標を達成するための措置 -----	3
(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置 -----	4
(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 -----	4
4 社会貢献に関する目標を達成するための措置	
(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置 -----	4
(2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置 -----	5
5 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置 -----	5
<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b>	
1 運営に関する目標を達成するための措置 -----	5
2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置 -----	5
<b>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b>	
1 財務基盤の確立に関する基本的な目標を達成するための措置	
(1) 収入の確保に関する目標を達成するための措置 -----	6
(2) 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置 -----	6
2 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置 -----	6
<b>第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</b>	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 -----	6
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 -----	7
<b>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</b>	
1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 -----	7
2 安全管理等の業務運営に関する目標を達成するための措置 -----	7
3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置 -----	7
<b>第7 指標・数値目標</b>	8
<b>第8 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>	12
<b>第9 短期借入金の限度額</b>	12
<b>第10 出資等に係る不要財産等がある場合の当該財産の処分に関する計画</b>	12
<b>第11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>	13
<b>第12 剰余金の使途</b>	13
<b>第13 その他</b>	
1 施設及び設備に関する計画 -----	13
2 人事に関する計画 -----	13
3 積立金の使途 -----	13
(別紙) 予算 -----	14
運営費交付金の算定ルール -----	15
収支計画 -----	17
資金計画 -----	18
(用語説明) -----	19

## 第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 中期計画の期間

平成31年4月1日から令和7年3月31日までの6年間とする。

### 2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

医学部	医学科
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科
医療人育成センター	
大学院	医学研究科 保健医療学研究科
専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻
附属施設	病院 総合情報センター 産学・地域連携センター

## 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 入学者の受け入れに関する目標を達成するための措置

ア 各高校との意見交換等の取組を通じて、本学のアドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシーの周知を図るとともに、志願者の動向分析や各種入試広報活動の検証・改善を行い、国際レベルの研究及び地域医療に貢献する意欲と資質を持った入学者を確保するための取組を推進する。

イ 入学者に求める人物像と入学者選抜のあり方をアドミッション・ポリシーに明確化するとともに、アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜方法の検証（入試結果の分析及び課題整理）と見直しを図り、国際レベルの研究及び地域医療に貢献する意欲と資質を持った入学者を確保するための取組を推進する。特に、両学部においては、令和2年度からの高大接続改革に基づき、共通テストの導入や学力の三要素を適正に評価するための入試方法を検討し、運用を図る。

ウ 両研究科においては、志願者の動向分析や学生ニーズを踏まえ、本学の研究活動や研究業績の学内外に向けた広報活動を積極的に行い、高度な実践力と研究力の修得に対する意欲、研究遂行のための知識・技術・態度を備えた学生の確保を図る。

## (2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

### ア 教育内容

- (ア) 高度で専門的な能力を有する人材の育成を図るため、両学部、両研究科及び専攻科において、本学の人材育成及び教育研究上の目的に即した現行のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直し、より実践的な教育課程として体系化するよう再編成を行い、定期的な検証に基づき改善等を図る。特に、医学部においては、国際的な医療人の育成に向けて、教育の質の確保のための教育内容の充実に努める。
- (イ) 新たな医療人育成に係る組織体制において、両学部との有機的な連携の下で、カリキュラム・ポリシーに基づく教養教育プログラムの作成や教養教育の推進方法の検討・展開を行うとともに、定期的な点検・評価により教育内容の充実を図る。

### イ 教育方法

- (ア) 教育方法・内容の改善につなげるよう、教員の教育力の向上を目指し、学部・研究科の特性や課題に応じたF D活動等を推進する。
- (イ) 各学部、研究科及び専攻科の人材育成及び教育研究上の目的を達成するため、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、学生の主体的な学修を促進するための教育方法を検討し、定期的に検証・改善を図る。
- (ウ) 各研究科においては、情報通信技術を活用することとし、特に保健医療学研究科では、社会人学生や遠隔地からの入学者に対応するため、情報通信技術等を活用したWEB授業を実施するなど、多様な学生のニーズに即した効率的、効果的な履修を促すため、教育学修活動等の改善・充実を図る。

### ウ 教育成果

学修成果の評価を明確化するため、具体的な評価方法等を定めたアセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）を策定するとともに、学修成果の到達度を評価する指標等の整備・運用を行い、定期的に検証・改善を図る。

## (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 多職種連携教育をはじめ、高大連携、入試制度改革、卒後のキャリア形成支援の重要性の高まり等の社会情勢の変化に的確に対応するため、入試・高大連携部門、統合IR部門等を備えた新たな医療人育成に係る組織体制を構築し、定期的に点検・改善を図る。

イ 新しい教育研究施設の整備に合わせて学生の臨床能力を更に向上させるため、臨床技能トレーニングの施設やe-ラーニングツールを効果的に用いた教育実施体制の充実を図る。

ウ 専攻科公衆衛生看護学専攻の教育実施体制について検証し、更なる教育の充実に向けて必要な見直しを行う。

#### (4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置

- ア 学生ニーズを踏まえた学修支援、生活支援等のための相談・助言等の体制を検討し、学生支援の充実を図る。
- イ 学生一人一人が将来のキャリアに対する目標意識を高め、専門職として自身の資質・能力を向上させていくことができるよう、各学部や関係機関の連携体制を強化する。特に、医学部においては、キャリア支援に関わる様々な情報の把握に努め、卒業後におけるキャリア支援に向けた取組の充実を図る。

### 2 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

- ア 独創的なシーズを生み出すため、異分野研究者との交流、製薬企業等へのPR等により医学研究の充実を図るとともに、新たな研究に繋げるため、展示会への出展を推進する。
- イ 再生医療や免疫学等の基礎医学研究の幅広い臨床応用に向け、先端医学研究を基盤とした橋渡し研究を推進する。
- ウ ゲノム医療等を踏まえた新しいがん対策等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究について、学部、研究施設、講座等の枠を超えて研究者間の情報交換を積極的に進め、研究活動の活性化を図る。
- エ 若手研究者の育成に向け、科学研究費補助金、財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につながる研究意欲の醸成と質の高い研究環境の整備を推進する。

#### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

研究活動の推進のため、薬事、知的財産等の専門的知識を有する特任教員を継続配置しながら、研究支援・研究者支援体制の整備・検証を行い、研究支援における教員と事務局との連携を強化するとともに、研究支援体制の充実を図る。

### 3 附属病院に関する目標を達成するための措置

#### (1) 診療に関する目標を達成するための措置

- ア がん診療、肝疾患診療等について、連携拠点病院として中核的な役割を担い、高度専門医療を提供するとともに、診療機能の改善・充実に向けた取組を継続的に行う。また、附属病院に設置しているセンターの役割・機能の充実を図る。
- イ 神経再生医療（脊髄損傷）については、顕著な効果が期待できることから、厚生労働省の認可後における診療施設として機能できるよう、患者受入体制の整備及び関連施設との診療連携体制の構築に取り組む。また、神経再生医療（脳梗塞）の治療については、引き続き、被験者の確保等の取組を継続する。
- ウ 抜本的な療養環境等の改善を図るため、「札幌医科大学附属病院既存棟改修計画（平成29年3月策定）」に基づき、既存棟の改修工事を行う。また、患者ニーズを

踏まえた医療サービス及び療養環境の改善・充実を図るため、患者アンケート（患者満足度調査）を実施し、アンケート結果に基づいた検討を行うとともに、必要に応じて施設の改修・設備の更新等を行う。

エ 医療の質・安全の確保、向上を図るため、医療安全監査委員会による監査、特定機能病院間の医療安全相互チェック（ピアレビュー）、医療安全部の体制強化を行う。

オ 手術室、高度救命救急センター、集中治療部における診療機能の強化を図るため、手術支援ロボット対応手術室の整備、熱傷ケアユニットの整備、ＩＣＵ病床の増床等を行う。

#### (2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置

ア 初期臨床研修医及び専攻医の確保に向け、臨床研修・医師キャリア支援センターの活動の充実を図り、初期臨床研修医及び専攻医のキャリアパスに対する支援を行う。また、女性医師等に対する支援について、国が検討している働き方改革の動向を踏まえ、支援体制の周知等を図り、環境づくりを推進する。

イ 新人看護職員、中堅看護職員それぞれの趣旨・目的に沿った研修の充実やリハビリテーション医学の高度専門化に対応できる理学療法士及び作業療法士の育成を図るため、キャリア形成に向けた支援を推進する。

#### (3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

病院の理念・基本方針を踏まえ、効率的な病院経営を図るため、診療報酬制度に基づく適切な収入の確保、効率的な物流体制の推進による医薬材料費の縮減等により、財務基盤の強化に取り組む。

### 4 社会貢献に関する目標を達成するための措置

#### (1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置

ア 本道の地域医療に貢献するため、道等と連携した教員派遣、地域医療機関からの診療支援要請及び緊急的な医師派遣要請への対応並びに道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師派遣のほか、特別枠学生及び特別枠卒医師の地域勤務等におけるキャリア支援に積極的に取り組む。

イ 本道の地域医療に貢献するため、公的医療機関等における看護職を対象とした研修会への講師の派遣等や助産師不足の地域との連携に基づく助産師出向事業の実施について積極的に取り組む。

ウ 救急・災害医療体制を充実させるため、ＤＭＡＴ登録者数の増加及び原子力災害医療派遣チーム員の増員を図る。また、北海道ＤＭＡＴ養成研修を開催するなど、基幹災害拠点病院として本道の災害医療体制の充実に積極的に取り組む。

エ 地域医療機関との診療連携体制等の強化を図るとともに、拠点病院の指定を受けているがん、肝疾患、エイズに関する相談支援に取り組む。また、治療と就労の両

立支援に向け、國の方針に基づき関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。

オ 道との「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、災害時における教職員、学生が行う支援体制の整備、大学施設を一時的な避難施設として提供する地域住民に対する支援策等の地域貢献活動に向けた実施体制を構築する。

カ 地域の医療・保健・福祉に関する計画・企画の立案や健康づくりに関する取組を支援するため、道、市町村等からの審議会委員への就任、講師の派遣等の依頼に協力する。

キ 健康寿命の延伸等に貢献するため、公開講座の開催、生涯学習の機会の提供等の道民の健康づくりに向けた意識啓発活動を推進する。

ク 本学が有する教育・研究資源を活用した社会貢献活動を推進する体制を整備し、地域で勤務する看護、リハビリテーション、福祉等の専門職を対象とした研修会を開催するとともに、研究成果を広く道民に還元することを目的とした公開講座の開催、生涯学習等への支援に取り組む。

## (2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置

ア 研究成果を医薬品や医療機器等の開発へ繋ぎ、社会還元を積極的に推進するため、民間企業や異業種研究機関との連携関係を強化し、研究内容や研究成果について積極的かつ効果的な情報発信に取り組む。

イ 研究成果の実用化と社会還元を推進するため、研究支援機能の充実を図るとともに、地域シンポジウムの開催、研究協力の呼びかけ等により自治体等との連携を深める。

## 5 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置

- (1) 国際的かつ先進的な医療の推進及びグローバルな視野を持つ人材育成を図るため、海外の大学や研究機関との連携を深め、国際交流の拡大に向けた取組を積極的に行う。
- (2) 国際的医療・保健の発展に貢献するため、国内外から高く評価される研究等に重点的に取り組む。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### 1 運営に関する目標を達成するための措置

理事長（学長）のリーダーシップの下、戦略的かつ効果的な教育研究活動、大学運営等を行うため、様々な課題に対して迅速に対応できる体制を整備する。

### 2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置

- (1) 教員の業績評価制度について、当該制度の目的や法の趣旨を踏まえ、評価項目や評価基準の見直しを図るなど、適切な運用を図るとともに、多様な区分による試験を実施するなど、事務職員の採用を中長期的な視点で計画的に進める。
- (2) 大学運営の一層の高度化を推進するため、全職員を対象としたSD活動実施計画

- (仮) を策定し、同計画に基づき、職域を超えた研修機会の創出を図るとともに、体系的なSD研修活動に取り組む。また、法人採用の事務職員に係る人材育成を推進するため、専門研修、スキルアップ研修等の効果的な研修の開催、自主的な能力開発活動に対する経費の助成等により、事務職員の業務遂行能力の向上に取り組む。
- (3) 社会環境の変化を的確に把握し、限られた人材を適時適切に配置するとともに、業務の効率化や組織の柔軟な見直しを進め、簡素で効率的な組織体制の構築に取り組む。特に、附属病院の執行体制については、各年度ごとの工事の進捗状況も考慮した人員配置を行う。
- (4) 男女共同参画社会を実現するため、「札幌医科大学における女性職員の活躍推進に関する一般事業主行動計画」に基づく総合的、計画的な取組を推進する。
- (5) 安全な医療の担保、医療事故の防止、地域医療への貢献等を目的とした医療技術向上のため、学生、医師等の医療に携わる人たちが医療技術等の修得に向けて取り組める総合的な研修組織体制等を整備する。

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

##### 1 財務基盤の確立に関する基本的な目標を達成するための措置

###### (1) 収入の確保に関する目標を達成するための措置

- ア 本学研究者による研究費の申請に向けた環境を整備するなど、科学研究費補助金等の外部研究資金を確保するとともに、寄附金その他の自己収入を確保する。
- イ 診療報酬制度に的確に対応した医業収入の確保や駐車場の有料化、財産貸付等の拡充等の多様な収入確保策に取り組み、自己収入の増加を図る。

###### (2) 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

管理的経費等の執行を定期的に検証するとともに、業務運営の効率化（物品の調達方法や委託業務の見直し）を進めるなど、様々な観点から経費の抑制及び節減に取り組む。

##### 2 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

資産の有効活用を図るため、3年ごとに実施する保有資産利活用状況調査結果を踏まえて、課題の検討整理及び管理運用方法の改善に取り組む。

#### 第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

P D C Aサイクルを活用した自己点検・評価及び法人評価・認証評価の効果的かつ効率的な実施に向けて現行の評価体制の見直しによる内部質保証の充実を図るとともに、外部評価の導入等を行い、評価結果を教育研究活動や大学運営の改善等に反映させる。

## **2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置**

特色ある教育・研究・臨床、大学運営等の諸活動の情報について積極的に発信するほか、新たにSNS等を活用した迅速な広報手段を確保するとともに、緊急・災害時において迅速に対応できる体制を整備するなど、効果的な情報発信に取り組む。

## **第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置**

### **1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置**

- (1) 施設整備構想等に基づき、道と連携しながら計画的な施設整備や施設整備後の速やかな運営の継続に向けた移転業務に取り組むとともに、施設整備の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能の一層の高度化や充実強化を図る。
- (2) 施設設備について、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減を図るため、計画的に施設の維持保全のための改修・更新工事等に取り組む。

### **2 安全管理等の業務運営に関する目標を達成するための措置**

- (1) 災害等発生時における危機対応に関し、危機対策マニュアルを活用した避難訓練等を通して教職員や学生等の危機対応能力の向上を図る。
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、化学物質等の適正な使用等の安全衛生管理に関わる啓発、職場巡視等を行うことにより、安全衛生意識の向上を図り、職場環境の安全を確保する。
- (3) 想定されるリスクに対する危機の未然防止、危機発生後の対応等について、リスクマネジメント研修を通して役員、教職員等の危機管理意識の向上を図る。
- (4) 定期的なシステム更新等の実施、技術的、人的の両面における情報セキュリティ対策の強化等により情報資産の安定稼働、各種の脅威からの保護及び情報漏洩等の防止に取り組む。
- (5) ESCO事業終了後の省エネルギーシステムの管理・運営に努め、省エネルギーに取り組む。

### **3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置**

- (1) 大学運営におけるコンプライアンスを徹底するため、職員が遵守すべきルール、モラル等について取りまとめた冊子を活用し職員を対象とした研修等を実施し、倫理意識の醸成や職務遂行に当たって常に自覚すべき法令等の遵守に取り組む。
- (2) 競争的資金等の使用に関する不正をはじめとする研究活動上の不正行為を防止するため、「コンプライアンス及び研究倫理教育研修実施要領」に基づく教育研修を実施し、競争的資金等の適正な執行、研究倫理に関する理解促進及び不正の事前防止を図る。

## 第7 指標・数値目標

No.	事 項	指標・数値目標
1	入学者の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(入学前) 各種取組等の参加者の満足度又は肯定的意見の割合: 80%以上</li> <li>・(入学後) 入学時調査による各種取組に対する肯定的意見の割合: 80%以上</li> <li>・入学者選抜方法の検証及び必要な見直し: 年1回</li> <li>・研究内容・業績の広報HPの分析・検証: 隔年度</li> <li>・広報HP掲載内容の必要な見直し: 分析・検証をした翌年度</li> <li>・説明会等参加者の満足度又は肯定的意見の割合: 80%以上</li> <li>・研究科収容人数充足率: 修士課程0.50以上、博士課程0.33以上</li> </ul>
2	教育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の見直し・検証: 年1回 (令和3年度~)</li> <li>・教養教育プログラムの作成: 令和元年度</li> <li>・医療人育成センターにおける検証及び医療人育成センター運営委員会としての点検・評価の実施: 年1回 (令和3年度~)</li> </ul>
3	教育方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の課題に応じたFDセミナーの実施: 年1回以上</li> <li>・教員の研修会、セミナー等への参加: 年1回以上</li> <li>・ワークショップ開催: 年2回以上</li> <li>・教育方法の定期的な検証及び必要な改善: 年1回 (令和3年度~)</li> <li>・情報通信技術を活用した授業の履修者の満足度: 80%以上</li> <li>・情報通信技術を活用した授業科目数の増: 5科目以上</li> </ul>
4	教育成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新卒者の医師、看護師、理学療法士及び作業療法士の国家試験合格率: 94%以上</li> <li>・学修成果の評価指数を盛り込んだアセスメント・ポリシーの策定及び定期的検証による改善</li> </ul>
5	教育の実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな医療人育成に係る組織体制の構築: 令和元年度</li> <li>・医療人育成センター運営委員会において新たな医療人育成に係る組織体制の点検: 每年10月~3月 (令和2年度~)</li> <li>・利用者の満足度調査結果を反映した臨床技能トレーニング施設の充実</li> <li>・e-ラーニングを効果的に用いた自主学習の充実</li> <li>・保健師養成課程の見直しの反映: 令和2年度</li> <li>・学生の授業満足度又は肯定的意見の割合: 80%以上</li> </ul>

No.	事 項	指標・数値目標
6	学生への支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生からの意見等を聴取し、検討する機会の設定：年1回以上</li> <li>・各学部、関係機関による連携会議の開催、情報交換及び協議：年4回以上</li> </ul>
7	研究水準及び研究の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会への出展：年3回以上</li> <li>・再生医療や免疫学等の臨床応用に向けた治験の実施</li> <li>・医学研究科博士課程「がん研究コース」に係るカリキュラムの継続運営</li> <li>・がん研究コース（インテンシブコースを含む。）受入数：540人以上</li> <li>・主に若手研究者を対象とした科学研究費補助金申請書作成レクチャーの開催（講師：科研費獲得実績のある教員）：年2回以上</li> </ul>
8	研究実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知識を有する特任教員の配置：3名以上</li> <li>・全国規模の民間団体研究助成事業の採択数：年10件以上・年平均15件以上</li> </ul>
9	診療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携拠点病院としての中核的な役割を担うためのセミナー等の開催：年22回以上</li> <li>・がん診療患者数（肝がん含む）：年53,700人以上</li> <li>・肝疾患診療患者数（肝がん以外）：年950人以上</li> <li>・神経再生医療の患者受入病床の整備（10床）：令和元年度</li> <li>・神経再生医療の患者受入病床の充実：令和2年度～</li> <li>・神経再生医療において連携する関連施設の確保：2箇所以上（令和6年度）</li> <li>・紹介状持参患者数：年13,900人以上</li> <li>・既存棟改修計画に基づく既存棟の改修工事：令和元～4年度</li> <li>・医療安全に関する講演会の受講率：100%</li> <li>・手術支援ロボット手術件数：244件（令和6年度）</li> <li>・既存棟改修計画に基づく手術支援ロボット対応手術室の整備：令和元年度</li> <li>・既存棟改修計画に基づく熱傷ケアユニットの整備：令和4年度</li> </ul>

No.	事 項	指標・数値目標
10	臨床教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期臨床研修、専門研修に関する医師等による研修管理、情報共有・意見交換のための会議等の開催：年3回以上</li> <li>・女性医師等に対する講演会等の開催：年2回以上</li> <li>・新人看護師及び中堅看護師に対する研修会等の開催：年66回以上</li> <li>・新人看護師に対するキャリア形成相談の実施率：100%</li> <li>・理学療法士及び作業療法士の受入研修生：年5名以上</li> <li>・理学療法士及び作業療法士の研修に対する満足度：80%以上</li> </ul>
11	運営の改善及び効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療収入に対する医薬材料費の割合：40.7%以下</li> <li>・病床利用率：86.2%以上（令和6年度）</li> </ul>
12	地域医療等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療を支える公的医療機関への医師の派遣件数：1,350件以上（令和6年度）</li> <li>・看護院内研修の受入数：年11名以上</li> <li>・助産師キャリアパスの策定：令和元年度</li> <li>・助産師出向に係るマニュアルの整備：令和2年度</li> <li>・D M A T（当院外隊員も含む。）チーム数の増：2チーム以上（令和6年度）</li> <li>・院内原子力災害医療派遣チーム数の増：2チーム以上（令和6年度）</li> <li>・北海道D M A T養成研修の開催：年1回</li> <li>・がんに関する相談件数：年1,290回以上</li> <li>・肝疾患に関する相談件数：年880回以上</li> <li>・エイズに関する相談件数：年140回以上</li> <li>・大学施設を避難施設として提供する際の手順の設定：令和元年度</li> <li>・地域住民に対する支援策の策定：令和2年度</li> <li>・避難救護物資の備蓄に関する検討：令和2年度</li> <li>・各種審議会委員等への就任件数：年313件以上</li> <li>・講師等派遣件数：年720件以上</li> <li>・本学が主催する公開講座、セミナー等の開催：年平均60回以上</li> <li>・看護、リハビリテーション及び福祉に関する公開講座の開催：年1回以上</li> <li>・高校出前講座の開催：年4回以上</li> <li>・専門職対象研修会の開催：年3回以上</li> </ul>

No.	事 項	指標・数値目標
13	产学・地域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許実施許諾契約等の契約数：年43件以上</li> <li>・専門的知識を有する特任教員の配置：3名以上</li> <li>・地域シンポジウムの開催：1回以上</li> </ul>
14	国際交流及び国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学間交流協定校数の増：2校以上</li> <li>・海外留学率（学部卒業までに留学、研修、派遣等の海外経験のある学生の学生定員に対する割合）：10%以上</li> <li>・状況に応じた積極的な外国出願</li> <li>・外国企業が参加する展示会への出展：年1回以上</li> </ul>
15	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長（学長）の意思決定を支援する組織の整備：令和2年度</li> <li>・理事長（学長）の意思決定を支援する組織の点検・必要な見直し：年1回（令和3年度～）</li> </ul>
16	組織及び業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学訪問数：年2校以上</li> <li>・企業説明会開催件数：年4回以上</li> <li>・年間計画に基づく研修回数の実施率：92%以上</li> <li>・各所属における短期的及び中期的な課題を考慮した簡素で効率的な執行体制の構築</li> <li>・附属病院の改修工事の進捗状況を考慮した人員配置</li> <li>・管理職に占める女性の割合：22%以上</li> <li>・サーナカルトレーニングの回数：年16回以上</li> </ul>
17	収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学研究費補助金の申請数：年平均323件以上</li> <li>・法人の自己収入：平成30年度対比5%増（令和6年度）</li> </ul>
18	経費の効率的執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金：少なくとも前年度比1%縮減（特別の事情がある場合を除く。）</li> </ul>
19	資産の運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有資産利活用状況の点検：令和3・6年度</li> <li>・課題の検討整理及び管理運用方法の改善：令和元・4年度</li> </ul>
20	評価の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P D C Aサイクルが効果的かつ効率的に機能する計画・評価の仕組み及び体制の見直し：令和元年度</li> </ul>
21	情報公開等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学ホームページを活用した情報発信件数：年300件以上</li> <li>・S N Sを活用した情報発信件数：年30件以上</li> </ul>

No.	事 項	指標・数値目標
22	施設設備の整備、活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究施設Ⅱ及び大学管理施設の整備・移転：令和元・2年度整備、令和3年度移転</li> <li>・基礎医学研究棟の改修・移転：令和2・3年度</li> <li>・附属病院既存棟の改修・移転：令和元～4年度</li> <li>・施設の改修・更新工事：令和元～6年度</li> <li>・耐用年数の延長：概ね20年以上利用</li> </ul>
23	安全管理等の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防計画に基づく火災訓練：年1回</li> <li>・消防計画に基づく地震訓練：年1回</li> <li>・安全衛生管理に関する研修会等の実施：年1回以上</li> <li>・リスクマネジメント研修の実施：年1回以上</li> <li>・全所属等の情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに関する講習会の実施：年1回以上</li> <li>・上記講習会の受講率：100%（新規担当者）、90%以上（その他の担当者）</li> <li>・エネルギー原単位の削減：前年比1%以上</li> </ul>
24	法令遵守等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理研修（職場研修）等の実施：年2回以上</li> <li>・コンプライアンス及び研究倫理教育研修会受講対象者の受講率：100%</li> </ul>

## 第8 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

## 第9 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

17億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

## 第10 出資等に係る不要財産等がある場合の当該財産の処分に関する計画

なし

**第11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**  
なし

**第12 剰余金の使途**

全学的観点に立ち、教育・研究・診療の質の向上、社会貢献及び組織運営の改善に充てる。

**第13 その他**

**1 施設及び設備に関する計画**

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

**2 人事に関する計画**

第3の2「組織及び業務等に関する目標を達成するための措置」(1)に記載のとおり

**3 積立金の使途**

次の業務の財源に充てる。

- ・大学（附属病院含む。）に係る施設設備整備事業
- ・その他教育・研究・診療・社会貢献に係る業務及びその附帯業務

(別紙)

[予算]

令和元年度～令和6年度予算

(単位：百万円)

区分	金額（6年総額）
収入	
運営費交付金	40,352
施設整備費補助金	2,202
自己収入	168,266
授業料及び入学金検定料収入	5,172
附属病院収入	160,316
雑収入	2,778
受託研究等収入及び寄附金収入等	5,916
長期借入金収入	3,120
計	219,856
支出	
業務費	205,208
教育研究経費	9,989
診療経費	94,264
人件費	97,284
一般管理費	3,671
施設整備費	5,322
受託研究等経費及び寄附金事業費等	5,778
長期借入金償還金	3,548
計	219,856

運営費交付金は一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

[人件費の見積り]

- 1 中期目標期間中総額92,026百万円の支出を見込んでいる（退職手当を除く。）。
- 2 退職手当については、北海道公立大学法人札幌医科大学職員の退職手当に関する規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

## [運営費交付金の算定ルール]

・運営費交付金算定の対象は、平成30年度の北海道公立大学法人札幌医科大学予算として年度計画に計上されたものとする。

ただし、次のア～ウを除く。

- ア 補助金・負担金（大学収入）及び充当事業費
- イ 運営費充当財源以外の外部資金（受託・治験、寄附金等）及び充当事業費
- ウ 施設設備整備費、医療機器整備費

$$\text{交付金額} = (B - A) + (D - C)$$

※運営費交付金の算定方法は、道財政の状況その他特別の事情等により見直す。

### A 大学収入の算定 (①+②)

- ①学生納付金
  - 前年度算定額
- ②その他収入
  - 前年度算定額

### B 大学支出の算定 (③+④+⑤)

- ③教育研究費
  - 前年度算定額
- ④管理経費
  - 前年度算定額×運営効率化係数
    - +毎年度の委託費拡大分（職員費からの振替によるものに限る。）

※注 運営効率化係数は△1%とする。

#### ⑤人件費

- ・役員報酬
    - 理事長、副理事長、理事3名、監事2名分の所要額
  - ・職員人件費
    - 毎年度算定額－退職不補充の職員に係る所要額+退職手当所要額
- ※注 退職手当及び教員分人件費は翌年度以降精算
- ・非常勤職員
    - 毎年度算定額－退職不補充の職員に係る所要額

C 病院収入の算定 (①+②)

①診療収入

前年度算定額×（令和元年度：2.6%、令和2年度以降：0.5%）

②その他収入

前年度算定額

D 病院支出の算定 (③+④+⑤+⑥+⑦)

③医薬材料費

診療収入算定額×40.7%

④診療経費

前年度算定額+加算額

※注 加算額は別途定める。

⑤管理経費

前年度算定額×運営効率化係数

+計画修繕に係る所要額

+毎年度の委託費拡大分（職員費からの振替によるものに限る。）

※注 運営効率化係数は△1%とする。

⑥償還金

医療機器整備分借入金の償還費

⑦人件費

・役員報酬

理事（病院担当）1名分の所要額

・職員人件費

毎年度算定額－退職不補充の職員に係る所要額+退職手当所要額

※注 退職手当は翌年度以降精算

・非常勤職員

毎年度算定額－退職不補充の職員に係る所要額

## [収支計画]

令和元年度～令和6年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額（6年総額）
費用の部	215,002
経常費用	215,002
業務費	202,593
教育研究経費	11,963
診療経費	92,608
受託研究費等	738
役員人件費	655
教員人件費	28,590
職員人件費	68,039
一般管理費	3,671
財務費用	428
雑損	0
減価償却費	8,310
臨時損失	0
収益の部	215,002
経常収益	215,002
運営費交付金	40,106
授業料収益	4,536
入学金収益	540
検定料収益	96
附属病院収益	160,316
受託研究等収益	1,926
寄附金収益	3,372
雑益	2,580
資産見返運営費交付金等戻入	438
資産見返寄附金戻入	396
資産見返補助金等戻入	522
資産見返物品受贈額戻入	174
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

## [資金計画]

令和元年度～令和6年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額（6年総額）
資金支出	219,856
業務活動による支出	208,766
投資活動による支出	7,542
財務活動による支出	3,548
次期中期目標期間への繰越金	—
資金収入	219,856
業務活動による収入	214,534
運営費交付金による収入	40,352
授業料及び入学金検定料による収入	5,172
附属病院収入	160,316
受託研究等収入	1,728
寄附金収入	4,188
その他の収入	2,778
投資活動による収入	2,202
施設費による収入	2,202
その他の収入	—
財務活動による収入	3,120
前期中期目標期間よりの繰越金	—

## 用語説明

[1ページ]

### 【アドミッション・ポリシー】

入学者受入方針。

### 【ディプロマ・ポリシー】

学位授与方針。

### 【高大接続改革】

高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一體的改革。

### 【学力の三要素】

高大接続改革における高等学校教育の改革において、社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランス良く育むことが必要とされており、「1 知識・技能の確実な習得」、「2（1を基にした）思考力、判断力、表現力」、「3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の総称。

[2ページ]

### 【カリキュラム・ポリシー】

教育課程編成・実施方針。

### 【FD活動】

「FD」は、「Faculty Development（ファカルティ・ディベロップメント）」の略。教員が、より質の高い教育を学生に提供できるよう、授業内容や教育能力の向上を目的とした組織的な取組の総称。具体的な例としては、教育に関するセミナー及びワークショップの開催、新任教員を対象とした研修会の実施等。

### 【高大連携】

高等学校及び大学の双方が、後期中等教育機関又は高等教育機関としてそれぞれ独自の目的や役割を有していることを踏まえつつ、高等学校と大学との接続を柔軟に捉え、生徒一人一人の能力を伸ばすため、高等学校及び大学の双方が連携すること。

### 【IR】

「IR」は、「Institutional Research（インスティテューショナル・リサーチ）」の略。大学内の財務や教育研究活動に関する諸情報を、効果的に集約・管理・分析をし、大学の意思決定や組織戦略に活用するための組織研究・実践活動。

### 【臨床技能トレーニング】

患者への診療を模擬的にトレーニングできる機器（シミュレーター）を用いて医療技術を練習し、又は習得すること。

### 【e-ラーニング】

コンピュータ等のデジタル機器、通信ネットワークを利用して教育、学習、研修等の活動を行うこと。

[3ページ]

【シーズ】

科学技術研究の種（Seeds）。将来花開き実を結ぶ可能性の高い研究。

【再生医療】

病気やけがで損なわれた臓器や組織の働きを再生させるため、細胞や組織を体外で培養したり、加工したりして体に移植する医療。

【免疫学】

免疫の機構の解明及びその応用を研究する医学の一分野。

【橋渡し研究】

トランスレーショナル・リサーチともいう。研究者・医師の主導の下、基礎研究で得られた成果を実用化につなげる研究。国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の橋渡し研究戦略的推進プログラムの下、本学は、北海道大学を代表機関とする拠点の分担機関として、安全性の評価、試験物製造の援助、適切な臨床計画立案の指導等の支援体制の整備を進めている。

【ゲノム医療】

遺伝情報に基づいて、個人に適した治療方法を提供する医療。

【科学研究費補助金】

人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする文部科学省所管の「競争的研究資金」であり、独創的、先駆的な研究に対する助成を行うもの。

【連携拠点病院】

○地域がん診療連携拠点病院（北海道に20カ所）

専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行う。診療体制（手術、化学療法、放射線治療、緩和ケア）、医療従事者、研修の提供、情報の収集提供体制（相談支援センター）等についてそれぞれ満たすべき要件が定められている。

○肝疾患診療連携拠点病院（全国に71カ所、北海道に3カ所）

都道府県の肝疾患治療の中心的役割を果たすために指定された病院。肝炎医療の均てん化（地域によってかたよりのないよう、等しく向上させること）のために、医療の連携を図るほか、患者・キャリア・家族からの相談等に対応する「肝疾患相談センター」を設置し、肝疾患や医療機関等に関する情報の提供、医療従事者や地域住民を対象とした研修会や講演会の開催、肝疾患に関する相談支援等を行う。

○エイズ治療ブロック拠点病院

エイズに関する総合的かつ高度な医療を提供するほか、地方ブロック内のエイズ医療水準の向上や地域格差を是正することを目的として、エイズ治療拠点病院等の医療従事者への研修や、医療機関及び患者からの診療相談に対する情報提供を行う。

【治験】

医薬品の製造販売に向け、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年

法律第145号)に基づく国の承認を得ることを目的に、人に対する有効性・安全性を調べる臨床試験。

[4ページ]

**【医療安全監査委員会】**

札幌医科大学で、附属病院における医療安全に係る管理状況について、中立かつ客観的な立場から監査を行うため設置している委員会。

**【特定機能病院】**

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、厚生労働大臣の承認を受けた病院。

**【医療安全相互チェック（ピアレビュー）】**

特定機能病院における医療安全管理対策の強化を目的として、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）により、平成29年度から毎年実施することが特定機能病院の管理者の責務として定められている特定機能病院間相互で行われる訪問調査。

**【高度救命救急センター】**

従来の救命救急センターの役割に加えて、「広範囲熱傷」、「急性中毒」、「指肢切断等の特殊疾患患者」に対し、高度な救急医療を行う専任医師と看護師等の診療体制及び設備を24時間体制で備えている救命救急センター。

**【手術支援ロボット】**

手術を支援するロボット。代表的な機種としては「da Vinci（ダ・ヴィンチ）」がある。ロボット支援下手術は、低侵襲（痛み、出血等の患者の負担を少なくすること）手術を可能とし、回復が早い、傷跡が小さいなどのメリットがある。

**【熱傷ケアユニット】**

熱傷の患者を受け入れる専用の病床。

**【I C U病床】**

重症患者に対して、医師・看護師が医療設備を駆使して連続的な治療や処置を行う専用の病床。

**【初期臨床研修医・専攻医】**

初期臨床研修医とは、医師免許取得後、医師法（昭和23年法律第201号）により大学病院又は厚生労働大臣の指定する病院にて2年以上の臨床研修に従事することを義務付けられている医師。臨床研修は、医師が適切な指導体制の下で医師としての人格をかん養し、幅広く医師としての必要な診療能力を身に付けるものとされている。専攻医とは、初期臨床研修を修了の後、各診療領域における専門的医療に熟達した医師（専門医）を目指して3～5年間の各診療領域の専門研修に従事する医師。

**【臨床研修・医師キャリア支援センター】**

初期臨床研修、後期臨床研修の実施に関する業務を行うとして札幌医科大学附属病院に設置された組織。

### **【キャリアパス】**

仕事において最終的に目指すべきゴールまでの道筋のモデルあるいは仕事における専門性を極める領域に達するまでの基本的なパターン。

### **【特別枠学生（特別枠卒医師）】**

本学入試枠のうち、特別枠にて入学した学生（同枠で入学し、卒業した医師）。本学に在学している期間は北海道医師養成確保修学資金の貸与を受け、本学を卒業後は道内での医療機関に9年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち5年間を知事が指定する公的医療機関に勤務することが義務付けられている。

### **【助産師出向事業】**

平成27年から北海道が北海道看護協会に委託している事業。助産師の地域偏在を解消とともに、助産師の実践能力の強化、実習施設確保を図り、地域において安心、安全な出産ができる体制を構築することを目的としている。出向先施設にとっては労働力供給、人材育成の利点があり、出向元（当院）にとっても助産師の実践能力強化の利点がある。

### **【DMAT】**

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。「Disaster Medical Assistance Team」の頭字語で「DMAT（ディーマット）」と呼ばれる。

### **【基幹災害拠点病院】**

災害拠点病院とは、地震、津波、台風、噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。基幹災害拠点病院とは、更にそれらの機能を強化し、災害医療に関して、都道府県の中心的な役割を果たす病院。

[5ページ]

### **【健康寿命】**

零歳の者が健康で何年生きられるか示した数。このとき、健康とは、傷病により就床した状態でないことを指す。

### **【SD活動】**

「SD」は、「Staff Development（スタッフ・ディベロップメント）」の略。大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、能力や資質の向上を図る研修やその他必要な取組。

[6ページ]

### **【P D C Aサイクル】**

「Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）」の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、更にそれを次の計画・事業に生かそうという考え方。

### **【自己点検・評価】**

学校教育法（昭和22年法律第26号）により、大学の教育研究水準の向上に資するため、大学が自ら実施しな

ければならない点検・評価。

**【法人評価・認証評価】**

法人評価は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により、公立大学法人の中期目標、中期計画、年度計画に対する教育研究活動、業務運営、財務内容等の総合的な達成状況について評価するもの。認証評価は、学校教育法により、認証評価機関（文部科学大臣の認証を受けた評価機関）が自ら定める評価基準に基づき、大学の組織運営や教育研究活動等の状況について評価するもの。

**【内部質保証】**

P D C A サイクル等を適切に機能させることによって、大学の質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的、継続的プロセスのこと。

[ 7 ページ ]

**【S N S】**

「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

**【リスクマネジメント】**

危機管理。事前に対策を講じることで危機発生を回避するとともに、危機発生時の損失を極小化するためにリスクを組織的に管理し、危機発生等の回避又は低減を図るプロセス。

**【E S C O（エスコ）事業】**

「Energy Service Company」の略。省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業。

**【コンプライアンス】**

法令遵守。経営活動において法令や社会規範に反すことなく、公正・公平な業務を遂行すること。

[ 8 ページ ]

**【ワークショップ】**

研究集会、参加者が自主的に体験する講習会。講師が一方的に講義を行うのではなく、講師と参加者が意見交換を行ったり、実践的な体験を通して知識や技術を学ぶのが特徴。

[ 9 ページ ]

**【インテンシブコース】**

集中講義。ここでは、がん診療におけるゲノム情報の意義やその取扱いについて、また遺伝性腫瘍の臨床的特徴や当事者の思いに配慮できる人材の養成を目指すプログラムを指す。

[11ページ]

**【サージカルトレーニング】**

献体を用いた手術手技研修。